r													i			
山 梨 県 公 報 第千三百八号 平成十四年七月二十九日	及びこれらの区域に隣接介在する道路、  一部、三六五の一部、三七四の二の一部 大字東向字山東三六〇の一部、三六一の 大字東向字飛津		山梨県知事		平成十四年七月二十九日があった日の翌日からその効力を生ずる。		山梨県告示第三百十四号	山梨県知事	平成十四年七月二十九日 って完了した。 山梨県告示第三百十三号	告示	検査の実施	ム 告 山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令	変改 更良 目 ( 事	山梨県公報		毎週二回発行月曜日木曜日 定価(消費税別)一箇年 一六、〇〇(
		後 の 字 の 区 域	天 野 建	規定による換地処分の公告	なお、この処分は、土地改、第一項の規定により、須玉		天 野 建	、平成十三年七月六日をも		四〇六	四〇五		平成十四年 曜	第千三百八号	一六、〇〇〇円(郵送料を含む。)	
	二二二の四の一部、二二二の五の一部、大字大蔵字廿三夜下二二二の一の一部、	ある国有地の全部の一の一部の一日の一部の一日の一部の一日の一部の一日の一日の一日の一日の一日の一日の一日の一日の一日の一日の一日の一日の一日の	つ <sup>い</sup> ( ) ) 一 七	の一部の一部していたので、人会大力でした。 の一部の一、一三七の一、一三八に隣接の一部の一、一三七の一、一三八に隣接の一、一三七の一、一三八に隣接の一部の一部のです。	隆蔵一三六九の二、一	路、水路である国有地料三一に隣接する大字	路、水路である国有地の一部並びに大字大字小倉字芝原田二八六の一の地先の道	ある国有地の一部、二〇七六の一部、二〇七五の一部、二〇七六の一部、二〇七六の一部、二〇十八のの二十二〇十八の四、二〇十八から二〇八一まで、二〇十〇の二十二〇十〇の二十二〇十〇の二十二〇十〇の二十二〇十一部	「町二〇七二の	大字大蔵字下町田二〇七一の二の一部	水路である国有地の全部の一部及びこれらの区域に隣接介在する大字東向字山東四の一部、五の一部、六	一部る大字大蔵字白金の道路である国有地のの一部並びに大字東向字山東四に隣接すに隣接介在する道路、水路である国有地での七、一五六一の八及びこれらの区域大字大蔵字白金一五五八の一部、一五六	の全部の全部、三八一の一、三八一の一、三八一の一、三八一の一、三八一の二、三八〇の二、三八一の二、三八〇の一、三八一の二、三八一の一、三八一の一、三十八の一、三十八の一部、三八〇の一、三十八の一部、三八〇の一	水路である国有地の全部		
				大字大蔵字東前田			大字大蔵字上ノ段		大字大蔵字下町田	大字大蔵字上町田	大字大蔵字白金		大字東向字山東			

十三の一部、一四の二の一部及びこれら     十三の一部、一四の二の一部及びこれら     十四の一部、五の一部、大字・	隣接する道路である国有地の一部一部、三七四の一部及びこれらの区域に大字大蔵字大坪三三三の一部、三五五の大字	一道上の道路、水路である国有地の一部の一部並びに字大坪三七二に隣接する字の一部、四〇四の一部及びこれらの区域である国有地である三九七の一部、四〇三の一部、三九七の一部、四〇三の一部、三九七の一部、四〇三の一		れらの区域に介在する水路である国有地  ニハーの一部、二八二の一の一部及びこ五の一部、二七七の二、二七八の一部、  大字大蔵字廿三夜下二七四の一部、二七  大字-	の地先の道路である国有地の一部大字大蔵字廿三夜下二六七の四、二七〇	路、水路である国有地の一	この一部及びこれらの区域に機要个圧すの一部及びこれらの区域に機要全任ますのの一部、三〇六の一の一部、三〇六の一の一部、三九八の五の一の一部、二九七の一部、二九八の大字大蔵字大坪二九四の一の一部、二九	田の道路、水路である国有地の一部の三まで、一七六の五に隣接する字東前大字大蔵字西前田一七六の一から一七六 大字·	地の全部の区域に隣接する道路、水路である国有大字大蔵字大坪二九四の一の一部及びこ	一の一部、二一九の二、二二〇の一部、 一五の一の一部、二一五の二、二一九の 大字大蔵字西前田二一三の一の一部、二 大字・	域に隣接する水路である国有地の全部大字大蔵字上ノ段二三の一部及びこの区大字	在する道路、水路である国有地の全部五の五の一部及びこれらの区域に隣接介二三四の一部、二三五の一の一部、二三二二の一の一部、二三三の一の一部、二三三の一の一部、二三三の一の一部、二三三の一の一部、二三三の
大字大蔵字西久保	大字大蔵字一道上			大字大蔵字大坪				大字大蔵字西前田		大字大蔵字廿三夜下	大字大蔵字隆蔵	
松向字土樋一〇〇九の一部、一〇一〇の城に隣接する道路である国有地の全部	同 区 に 加 に 初 に 初 に 初 に 初 に 初 に 初 に の に の に の に の の の の の の の の の の の の の	有地の全部有地の全部である国有地の全部である国有地の全部である国有地の全部並	道路、水路である国有地の全部の二の一部及びこれらの区域に隣接する松向字飯盛前五〇〇の一の一部、五〇〇	かる国有地の全部 かれていた。2007年の二に隣接する水路で	▶ CET 5 道路、KAC 5 5 5 国 10 0 cm 、四二五の一部及びこれらの区域に隣接松向字中田四一八の一部、四二二の一部	変更前の字の区域	平成十四年七月二十九日	改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第五十四条第四項の規定による換地処へ沢町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。なお、この処分は、「対方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により	山梨県告示第三百十五号	る道路、水路である国有地の全部九の二の一部及びこれらの区域に隣接す大字小倉字中川原三二六九の一、三二六	国有地の全部 フラクロのと、 して、 して、 して、 して、 して、 して、 して、 して、 して、 して	1 に
松向字石沪		松向字土樋		松向字中田	松向字上屋敷	変更後の字の区域	山梨県知事 天 野 建	改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第五十四条第四項の規定による換地処分の公沢町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。なお、この処分は、土地」サア自治法(昭和二十二年法律第二十七号)第二百六十条第一項の規定により、 小湯		大字小倉字西川原		

山梨県公報 第千三百八号 平成十四年七月二十九日

四〇四

山 梨 県 公 報 第千三百八号 平成十四年七月二十九日

四〇五

			びおちら	。 く 分 同 ら に 場 に 号 に 場	条 第 一 号 ス 第 二 号 、 第 二 号 、 第 二 号 、 第 二 号 、 第 二 号 、 第 二 号 、 二 号 、 二 号 、 二 号 、 二 号 、 二 号 、 二 号 、 二 号 、 二 号 、 二 号 、 二 、 二	していたので、こので、こので、こので、こので、こので、こので、こので、こので、こので、こ	く計量法施	定計量器		平成十四	特定計量器の			この訓令は、	ניוט ו	5 電子文書	第三十四条	認証業務に 3 電子文書	第三十二条	という。)	山梨県
	平成十四年九月十日	平成十四年九月九日	平成十四年九月五日	~ 平成十四年九月四日	(は) 平成十四年九月三日		20 平成十四年九月二日	3特 検査年月日	-	平成十四年七月二十九日	特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査の実施		公告	1、公布の日から施行する。	-		第三十四条中第五項を第六項とし、を付さなければならない。	認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二条第一項に規定する電子署名電子文書交換システムにより施行する文書には、公印の押印に代え、電子署名及び	第三十二条の見出し中「押印」を「押印等」に改め、ろにより、速やかに処理するものとする。	という。)により交換される文書を受信した場合は、通信ネットワークをいう。)の電子文書交換システム	公 報 第千三百八号
	同	同	同	同	同		ら午後三時半か	検査時間	山梨県知事		(施する。			_	•		第四項の次に次の一項を加える。	する文書には、	押印等」に改め、	受信した場合は、又書交換システム	平成十四年七月二十九日
	白州町農村婦人の	大泉村役場	善センター 長坂町農村環境改	同	善センター高根町農村環境改		小淵沢町商工会館	検査場所	于于	÷						私学文書課長が別に定めるところに	の一項を加える。	第二条第一項に規定する電子署名公印の押印に代え、電子署名及び	同条に次の一項を加える。	私学文書課長が別に定めるとこ(以下「電子文書交換システム」	二十九日
	白州町	大泉村	長坂町	同	高根町		小淵沢町	区域	_  	<u>+</u>	平成十四年度後期					めるところに	-	する電子署名及び	加える。	に定めるとこ	
   一日成十四年十月二十		平成十四年十月十七	甲成十四年十月十六	平成十四年十月十五	平成十四年十月十日	平成十四年十月九日	平成十四年十月八日	平成十四年十月七日	平成十四年十月三日	平成十四年十月二日	甲成十四年九月三十	六日 六日 二十		平戎十四手九月二十	平成十四年九月二十	平成十四年九月十九	平成十四年九月十八	平成十四年九月十七	平成十四年九月十二	平成十四年九月十一	
- 午前十時半か	_	_	正午までのら	同		同		同	同	同	- - ら午前十時半か	- ら 正 午 前 十 時 半 か	_	- ]		同	同	同		同	
   育館   	ンター	三珠町総合福祉セ	上九一色村役場	本栖公民館	足和田村役場	同	いセンター	勝山村役場	鳴沢村役場	西桂町YLO会館	ィーセンター	山中湖村役場		道志讨中央公民馆	秋山村中央公民館	双葉町町民会館	同	須玉町健康センタ	明野村総合会館	武川村村民会館	四〇六
   町市 川 大 門		三珠町	同	村上 九 一 色	足和田村	同	河口湖町	勝山村	鳴 沢 村	西桂町	忍 野 村	山中湖村	1 ); ]	道志讨	秋山村	双葉町	同	須玉町	明 野 村	武川村	

山梨県公知	皮 革 面 積 計							
報 第千三百八号	県の休日を除く。) 三月三十一日まで( で、)		県の休日を除く。) 三月三十一日まで( ら平成十五年 で(	八日平成十四年十月二十	平成十四年十月二十	三日	平成十四年十月二十	
平成十四年七月二十九日	午 ( 行 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )		午 午 前 九 時 ま で ら	同	同	同	同	で
一十九日	<ul> <li>○当可の十令元成後場定</li> <li>○当可の十令元検場定</li> <li>○1000</li> <li>○1000</li></ul>	場合に限る。) 査を行わなかった (平成十四年十月 山梨県計量検定所	・当号三本の特定 当号一十令元大学の るい九第七十 場ずの十令第二年 での た の た で 第 十令の た で の た の た の た の た の た の た の た の た の	六郷町町民会館	下部町開発センタ	家町働く婦人の	同	
	全除甲 域く府 県市 下を		区るを今 域町実期 全村施検 域のす査	六郷町	同	下 部 町	同	
四〇七								

発行者	山 梨
山梨	山梨県公報
県 甲	第千三
府市丸の内	第千三百八号
甲府市丸の内一丁目六番一号	平成十四年
5	平成十四年七月二十九日
印刷所	日
「株サン	
㈱サンニチ印刷	
甲府市北口二丁目六番	u.
二番	
	_
	四〇八